

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 7 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

緊急事態宣言後の地域生活支援事業の対応について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます

1月7日に緊急事態宣言が発出されたところですが、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））において、「高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）」については、事業継続を要請するものとされております。

地域生活支援事業における「地域活動支援センター」や「日中一時支援」等、必要な支援等を提供する事業については、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、継続的に実施されることが重要です。

緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応については、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和3年1月7日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（別紙1）が発出されたところですので、当該事務連絡も参考にしつつ、地域生活支援事業についても十分な感染防止対策を前提とした利用者に対する事業の継続的な実施など、必要な対応をいただくようお願いいたします。

また、移動支援事業の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」（令和2年3月13日付当室事務連絡）（別紙2）によりお示したところではありますが、地域の感染状況や他の障害福祉サービス等の提供体制、利用者の生活状況等も踏まえ、引き続き地域の実情に応じ、柔軟なサービス提供に努めていただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡の発出に伴い、「緊急事態宣言後の地域生活支援事業の対応について」（令和2年4月7日付当室事務連絡）及び「緊急事態宣言継続後の地域生活支援事業の対応について」（令和2年5月7日付当室事務連絡）は廃止します。

都道府県におかれましては、管内市町村への周知をお願いいたします。